



# 岐阜県における 一時保護の あり方について

一時保護のあり方検討委員会

令和7年2月

## 目次

はじめに .....	2
一時保護の目的.....	4
1.一時保護の現状と課題 .....	5
県内の一時保護の動向.....	5
一時保護の定員と受入人数の運用の現状.....	6
一時保護所の数と配置における現状と課題.....	8
岐阜県の一時的保護の課題 .....	9
2. 岐阜県の一時的保護所の今後の方向性.....	9
一時保護に必要な定員 .....	9
一時保護所の配置 .....	12
一時保護所の設備 .....	13
一時保護所に求められる設備 .....	13
一時保護所の設備の現状と課題 .....	14
一時保護所に求められる設備 .....	15
3.一時保護の質の向上に向けて .....	18
安全確保の機能 として求められること .....	18
アセスメントの機能 として求められること .....	19
支援方針検討・短期入所指導の機能 として求められること.....	19
代替養育の場の機能 として求められること .....	21
職員の資質向上.....	24
第三者評価 .....	25
4. 委託一時保護について .....	26
委託一時保護の役割.....	26
一時保護の場の選択.....	27
委託一時保護を実施する場合に留意すべきこと.....	28
委託一時保護に求められること .....	28

児童福祉法

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

一時保護とは、保護や支援を必要とするこどもについて、子ども相談センターが援助の方針を決定するまでの間、

- ・ こどもの安全を迅速に確保する
- ・ こどもの心身の状況・置かれている環境・その他の状況を把握する

目的で、一時的にこどもを生活の場から離して一時保護所や委託先で保護するものである。

児童虐待などで、こどもの安全を緊急に確保するためには、いつでも確実に一時保護を行うことのできる環境を用意しておかなければならない。

また、一時保護されたこどもが、こどもの権利を保障されて生活を送ることができるための適切な環境(できる限り良好な家庭的環境)を用意する必要がある。

以上の2点を踏まえ、現在の岐阜県における一時保護の状況を鑑みると、年々増加する児童虐待への対応により一時保護が必要なこどもが増加し続けており、一時保護所で対応可能な受入人数を大幅に超えて保護することが常態化している。そのため、不足分は県内の児童養護施設等に委託して一時保護を行っているが、近年児童養護施設の定員が大きく減少し、受け入れが困難となっている。また、こどもや家庭の状況を十分把握できていない段階で保護を委託することにより、こどもや委託先への負担が過大となっている。

また、全国的に一時保護所において、安全管理等の理由から保護中のこどもの生活にさまざまな制約や制限があり、こどもの権利の観点から改善が求められている。

国においても、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアや一時保護中のこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、令和4年の児童福祉法改正において、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとした。従業者及びその員数

等の基準は内閣府令で定める基準に従い、その他の事項についてはこの基準を参酌して定めることとされ、令和6年4月に内閣府令が施行された。令和6年度中に「岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」）」を制定する義務があり、施行後は基準に従って運営を行わなければならない。

これら一時保護を取り巻く現状を踏まえ、こどもの最善の利益を守るための一時保護のあり方を検討するため、令和4年度に「岐阜県一時保護のあり方検討会」を設置し、様々な視点から議論を進めた。

本報告書は、岐阜県における一時保護の課題及び今後の方向性について提言したものである。

### 【一時保護ガイドライン(R6.3 こども家庭庁)より】

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護によるこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、こどもにとってもこの期間は安全が確保された場所で生活することで、自分の気持ち等に改めて目を向けることができる期間でもあり、そのための環境を整えるとともに、こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

#### 1 こどもを生活の場から分離して、一時的な安全を確保する（安全確保の機能）

---

- 安全なところで安心して過ごせること
- 他人から暴力や暴言を受けたり心身を脅かされずに生活できること

#### 2 こどもの心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握する(アセスメントの機能)

---

- こどもの家族や環境の問題について調査し、より良く生活できるように調整を図ること
- こどもについて深く理解し、強みや弱みをどのように生活に活かしていけばよいかこどもに関わる人やこども自身が理解できるようになること

#### 3 これからのこどもの生活をどうするか考える（支援方針検討・短期入所指導の機能）

---

- こどもの状態や意向と家庭や生活環境・保護者の動向を踏まえ、これからの生活について問題の解決方法をこどもとともに考えていくこと
- こどもがふだんの生活の場から離れた状態で、今後のこどもの生活についてどのような環境や接し方がこどもにとってよいのかを保護者や支援者とともに考えていくこと
- こども自身が、これまでの生活やこれからの生活について安心して振り返り、相談しながら今後の生活について自己決定できること
- こどもが主体的に決定に参画し、自己決定できるよう支援すること

#### 4 一時的な養育環境の提供(代替養育の場の機能)

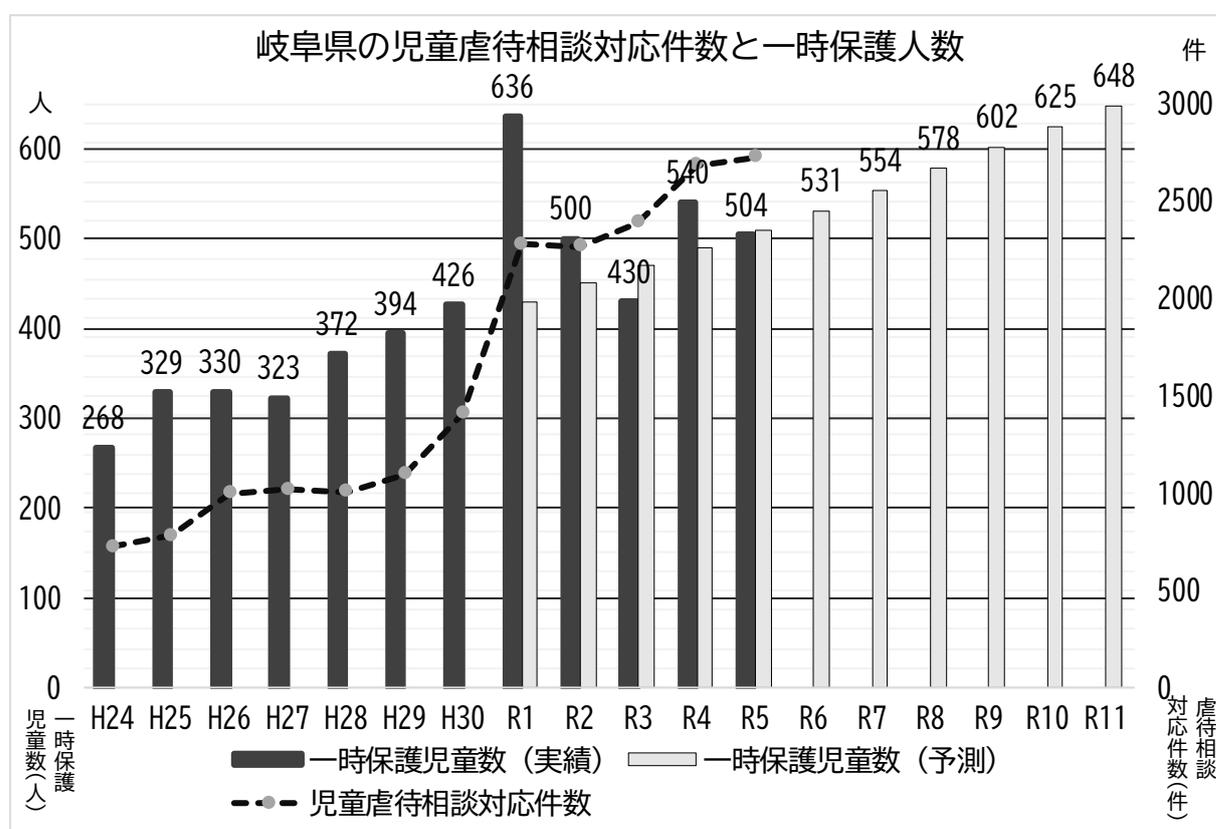
---

- 一時保護中のこどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」もしくは「できる限り良好な家庭的環境」において継続的に養育されること

## 1.一時保護の現状と課題

### 県内の一時保護の動向

- 児童虐待相談対応件数の急増に伴い、一時保護件数が増加
- 1日の一時保護中の最大数は、H26年度の28人からR4年度は51人と1.8倍の増
- 一時保護所の受入可能人数は最大25人程度であり、他は委託一時保護により対応
- 近年、児童養護施設の定員の大幅な減少により委託先の確保も困難になっている
- こどもの安全を確認したうえでの帰宅や、保護者の同意の得られない施設入所などに長期間を要するケースが増加し、1人あたりの一時保護日数も増加



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間一時保護人数	330	323	372	394	426	636	500	430	540	504
1日あたり平均保護中人数	14.8	16.5	19.1	22.3	21.6	36.5	34.7	30.2	36.0	31.5
1人あたりの平均保護日数	16.4	18.7	18.7	20.7	18.5	20.8	25.4	25.6	24.3	22.8
乳児院・児童養護施設定員	639	629	624	612	612	583	515	515	506	482

(県子ども家庭課調べ)

## 一時保護の定員と受入人数の運用の現状

### ■ 県内の一時的保護所の定員

岐阜県の一時的保護所は2カ所。

- ・ 中央子ども相談センター一時保護所（岐阜市：定員 30人）
- ・ 飛騨子ども相談センター一時保護所（高山市：定員 6人）（非常設）

県の一時的保護所定員36名は、こども人口あたりの定員でみると47都道府県中42位、各都道府県の一時的保護所定員の中央値(24位)を岐阜県のこども人口ベースで換算すると52人となる(R4.4.1現在)。

### ■ 一時保護所におけるこどものトラブル

虐待等で一時保護を行った場合、こどもは生活の場所から突然離され、今後の生活や家族との関係がどうなるかわからない不安を抱え、その中ではじめて出会う人々との生活を余儀なくされ精神状態は非常に不安定になる。加えて、発達障害や愛着障害、複雑性PTSDなどを抱えたこどもがほとんどであり、複数のこどもが同室になることは大きなストレスである。たとえきょうだい間でもけんかや暴力行為等が起こりやすい。

特に一時保護所が過密な状態であったり、同年代のこどもが多数になると、こどもから職員への暴力やこども間の暴力が起こりやすくなる。

そのため、中央子ども相談センターの一時保護所では、原則個室での対応を行っている。

### 一時保護所におけるこどものトラブルの状況

	職員への暴力	児童への暴力	無断外出	自殺企図	器物破損
令和2年度	2件	1件	5件	2件	4件
令和3年度	4件 [うち警察臨場3件]				5件
令和4年度	3件 [うち公務災害2件]	2件			4件

(県子ども家庭課調べ)

### ■ こどもができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう措置を講じる義務

全国的に一時保護所でのこどもの過密な収容状況や一時保護所の不足が問題となっており、国は各都道府県が過密状況を解消できるよう、収容率が高い都道府県には補助率を上げるなどして一時保護所の新規設置を促進している。さらに、一時保護所の設備や人員配置の基準を設け、各

都道府県で条例化するよう児童福祉法に定められた。岐阜県でも令和6年度末までに基準条例を制定する予定である。

既存の一時保護所においては、設備に関しては基準条例に基づく基準は適用しないという経過措置はあるものの、運用上できる限りの措置を講じることが求められる。

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	
(設備の基準)	
第十六条	
3	一時保護施設には、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。
4	児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とする。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
5	<u>少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その床面積は、八平方メートル以上とするよう努めなければならない。</u> ただし、少年の福祉のために他の児童と同室とする必要があるときは、複数の児童での利用が可能な居室を設けなければならない。

## ■ 一時保護所定員の運用の現状

- 保護されたこどもは心が不安定となりやすく暴力などのトラブル多発
- こどもをできるかぎり良好な家庭的環境で養育する

原則個室対応



- 中央子ども相談センター一時保護所（岐阜市：運用上の受入人数 22人）
- 飛騨子ども相談センター一時保護所（高山市：運用上の受入人数 3人）（非常設）

居室構成	中央子ども相談センター				飛騨	計
	個室	2人部屋	幼児室 (6人部屋)	計	3人部屋	
居室構成	10室	7室	1室	18室	2室	20室
定員	10人	14人	6人	30人	6人	36人
運用*	10人	9人	3人	22人	3人	25人

(県子ども家庭課 調べ)

## ■ 一時保護所と委託一時保護の割合

一時保護の実施場所には、児童相談所の一時保護所での一時保護と施設などに委託して保護する委託一時保護があるが、一時保護所での保護の割合が半数を超えるのは25都道府県(R4年度)。群馬、石川、千葉、福島、山形、神奈川、富山県は一時保護所での保護が70%を超える。岐阜県は、一時保護件数の48.5%を一時保護所、残りの51.5%を委託で実施。

一時保護所の数と配置における現状と課題

■ 一時保護所の数と配置

岐阜県内の子ども相談センター・一時保護所・児童養護施設・乳児院の配置



岐阜県は、都道府県面積では7位の広さであるが、常設の一時保護所は1か所のみを設置となっている。

## ■ 一時保護所の数と配置における課題

### ○ 遠方からの一時保護の負担

児童虐待では対応が深夜に及ぶことが多く、約30～90km離れた中濃圏域や東濃圏域から岐阜市の一時保護所まで深夜に子どもを移送するため、子どもや職員の負担が大きい。

また、一時保護中には保護者の居住地の子ども相談センターが担当となり、子どもの面接を頻回に行うほか、保護者と子どもとの面会を保護者居住地の子ども相談センターで行うことが多い。その際、子どもを一時保護所から子ども相談センターまで移送し、面接終了後一時保護所に戻る（子相職員は子相→一時保護所（子どもの移送）→子相（親子面会）→（子どもの移送）一時保護所→子相の2往復の移動。東濃子相から一時保護所の場合は180km）。その都度一時保護所と子相の間を往復することが子どもの負担になるほか、職員の業務量の増加につながっている。

また、令和7年6月から、親権者全員の同意がある場合を除き、一時保護を行う場合には裁判所に一時保護状を請求することとなり、迅速な調査が必要となる。子ども相談センターと一時保護所の距離が離れていることによって迅速な対応に支障をきたす可能性がある。

### ○ 常設の保護所が一箇所であることのリスク

新型コロナなど感染症の流行時には、感染者や感染の疑いのある子どもを他の子どもから隔離して保護する必要があること、また、虐待や性被害を受けた子どもと非行や家庭内暴力で保護している子どもが混合で生活せざるを得ない状況では子どもの心身の安全が脅かされる心配があること、一時保護所が災害を受けた場合の一時保護中の子どもの避難先の確保など、リスク管理の点からみても常設の一時保護所が複数箇所あることが望ましい。

## 岐阜県の一時保護の課題

- 一時保護ニーズの増加に対して受入枠が少なくケースの対応に苦慮
- 常設の一時保護所が県に1か所しかなく、遠方への一時保護が子どもに負担であるとともに子ども相談センター職員の業務量増の原因となっている
- 常設の一時保護所が一か所しかないことは、リスク管理の点からみても望ましくない

## 2. 岐阜県の一時保護所の今後の方向性

### 一時保護に必要な定員

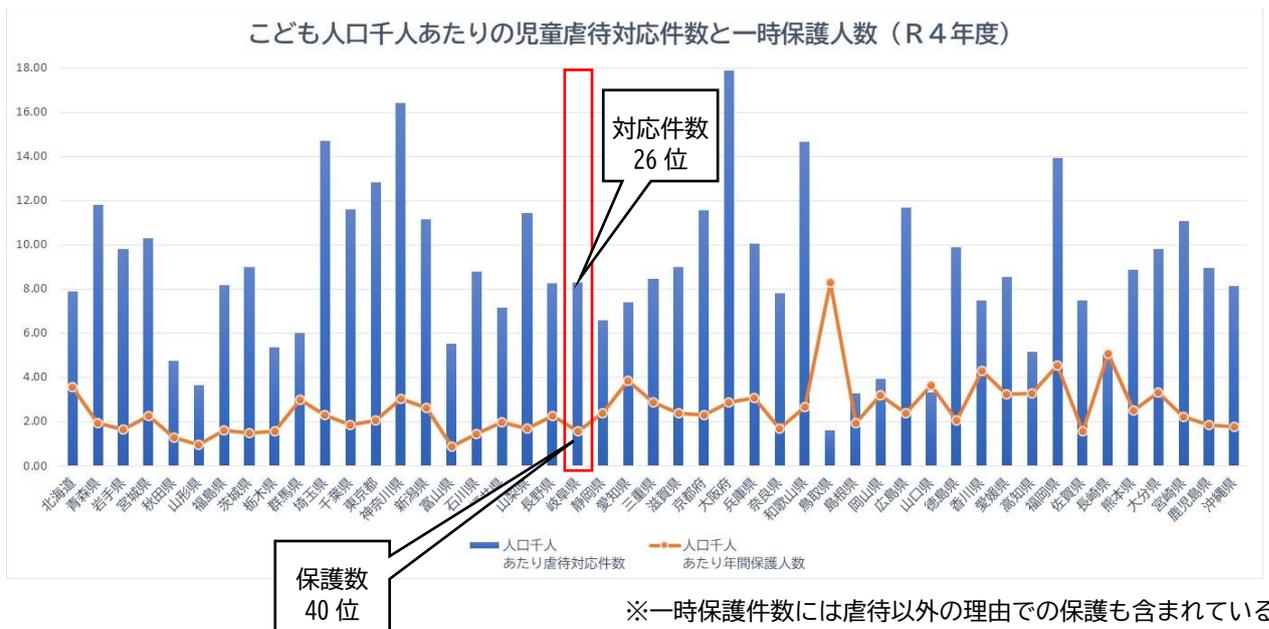
## ■ 一時保護所定員の都道府県比較

保護を要するこどもの増加に対応するため一時保護の受入枠を増やすことが急務。

岐阜県の一時保護所定員36人はこども人口あたりの定員で見ると47都道府県中43位。実質受入可能な人数の25人で見ると47都道府県中46位。

## ■ 児童虐待対応件数・一時保護件数の全国比較

R4年度の岐阜県のこども人口千人あたりの児童虐待対応件数は47都道府県の中で多い方から26位。一方、こども人口千人あたりの一時保護件数は8.31件で多い方から40位である。岐阜県の児童虐待対応件数に対する一時保護件数（虐待が理由でないものも含まれる）の割合は20.2%で高い方から36位であり、相談対応件数と比較して一時保護の実施に至る割合が低いといえる。必要な場合にすべて一時保護を実施できているか懸念がある。



## ■ 標準的な都道府県の水準で一時保護を実施した場合の一時保護所の必要定員

一時保護をより適正に実施した場合にどの程度の一時保護数が見込まれるのかについて、全国の都道府県の標準的な水準(全国24位)を基に算出する。

全国の標準的な都道府県(中央値:24位)と同水準で児童虐待対応を行うと、令和4年度の実績ではこども人口千人あたりの対応件数は8.53件となり、岐阜県人口で換算すると2,755件となる。

また、標準的な水準で一時保護を実施すると、児童虐待対応件数の 25.08%の一時保護を実施することとなり、2,755 件の 25.08%は 691 人となる(一時保護数には虐待以外も含まれる)。

標準的な都道府県における 1 人あたりの平均保護日数は 25.9 日。すべて標準的な都道府県並みに対応を行った場合の一日平均保護人数は、691 人×25.9 日/365 日=49 人となる。

また、各都道府県のこども人口千人あたりの一時保護所定員の中央値は 0.16 人/千人となり、岐阜県人口に換算すると定員 52 人である。定員が 52 人であれば、平均の保護人数 49 人はカバー可能であるため、標準的な都道府県の一時保護所定員 52 人程度を確保することが望ましい。

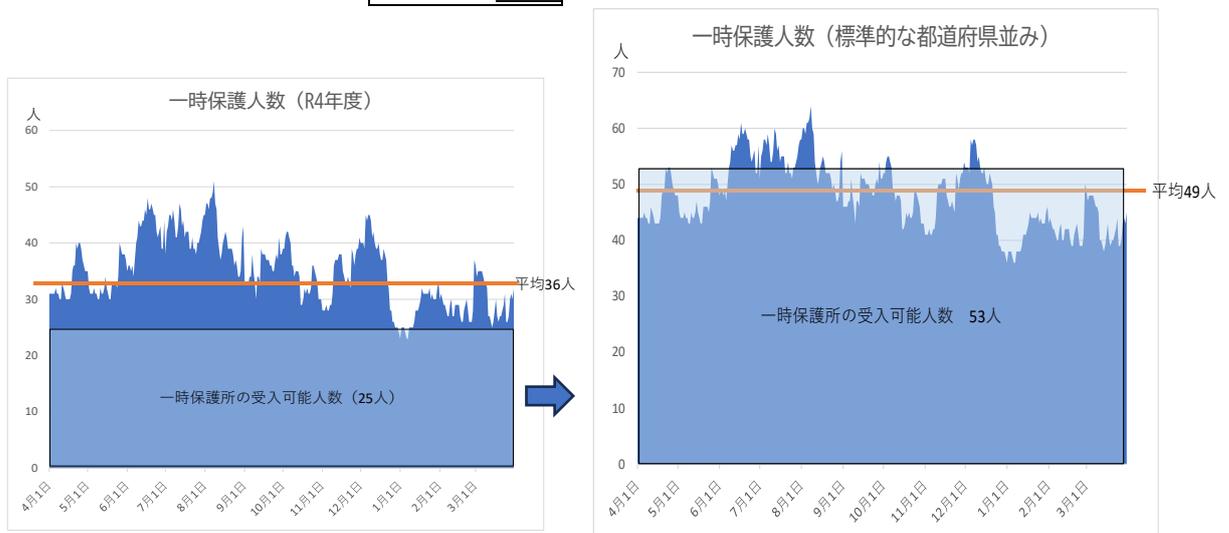
■R4 年度における岐阜県の児童虐待対応・一時保護の実績と各項目における標準的な都道府県(各項目 24 位)の実績

	児童虐待 対応件数 a	保護率 b	年間 保護数 a×b	平均保護 日数 c	一日平均 保護数 (a×b)c/365	保護数 最大値	一時保護所 定員
岐阜県 実績	8.31件/千人* 2,684件	20.16%	541人	24.3日	36人	51人 (平均の142%)	0.11人/千人* 36人(実質25)
各項目 中央値	8.53件/千人* 2,755件**	25.08%	691人	25.9日	49人	70人(推計) (49人×1.42)	0.16人/千人* 52人**

\*こども人口千人あたり \*\*こども人口千人あたりの数値×岐阜県こども人口(千人)  
(一時保護件数には虐待以外の理由での保護も含まれる)

(県子ども家庭課 調べ)

- 標準的な都道府県並みの水準で一時保護を実施した場合、1日平均一時保護人数は 49 人
- 県の一時保護所の定員を標準的な都道府県並みとすると 52 人
- 現在の受入数 25 人 → **おおむね 28 人**の定員増が望まれる



(県子ども家庭課 調べ)

不足する受入枠については、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設に一時保護専用ユニットの設置を促進。開放的な空間で一時保護を行うことが可能な場合には、アセスメントや援助方針検討後、委託一時保護に移行する。

施設の一時的保護専用ユニットは、空床を利用してニーズが高まっている市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）にも対応できるため、子育てに支援が必要な家庭への効果的なサービス資源となる。

- 全ての乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設に一時保護専用ユニットの設置を促進。

## 一時保護所の配置

遠方からの一時保護による子どもや子ども相談センター職員の負担を軽減し、一時保護所が一つしかないのであることのリスクを回避するため、常設の一時保護所を複数設置する必要がある。

### ■各子ども相談センター間の距離

子ども相談センター	所在地	一時保護件数(R4)	年間一時保護延日数(R4)	子ども相談センター間の距離 (km)				
				中央	西濃	中濃	東濃	飛騨
中央子相	岐阜市	258	5,560		21	28	45	131
西濃子相	大垣市	91	2,185	21		44	57	160
中濃子相	美濃加茂市	107	2,977	28	44		17	128
東濃子相	多治見市	42	1,624	45	57	17		152
飛騨子相	高山市	42	795	131	160	128	152	

※ は1時間以内で移動可 (県子ども家庭課調べ)

中濃地域は県中央部に位置し、東濃圏域、岐阜圏域からアクセスしやすい。また、一時保護の件数は中央、中濃、西濃の順に多い。中濃圏域に一時保護所を設置することにより、中濃、東濃圏域の一時保護をカバーすることができ、中央子ども相談センターの一時保護の一部をカバーすることも可能である。

飛騨圏域については、増加する一時保護にいつでも対応できるよう飛騨子ども相談センターの職員体制をより充実させる必要がある。

- 中濃圏域に一時保護所を新設
- 飛騨圏域の一時保護に常時対応できるよう飛騨子ども相談センターの職員体制を強化

■ 一時保護所の設備についての基本的な考え方

児童福祉法第十二条の四

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設(以下「一時保護施設」という。)を設けなければならない。

- ② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

第二条 法第十二条の四第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

第五条

一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 2 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

- こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するもの
- 明るくて、衛生的な環境において、心身ともにすこやかにして安全な生活を送ることを保障するもの
- 採光、換気等入所しているこどもの保健衛生及びこどもに対する危害防止に十分な考慮を払うもの

## 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

### (設備の基準)

#### 第十六条

一時保護施設には、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂（ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

- 2 児童 30 人以上を入所させる一時保護施設には、前項に規定するもののほか、医務室及び静養室を設けなければならない。
- 3 一時保護施設には、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。
- 4 児童の居室の一室の定員は、これを 4 人以下とし、その床面積は、一人につき 4.95 平方メートル以上とする。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを 6 人以下とし、その床面積は、一人につき 3.3 平方メートル以上とする。
- 5 少年の居室の一室の定員は、1 人とするよう努めるとともに、その床面積は、8 平方メートル以上とするよう努めなければならない。ただし、少年の福祉のために他の児童と同室とする必要があるときは、複数の児童での利用が可能な居室を設けなければならない。
- 6 児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にしなければならない。
- 7 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすとともに、安心して暮らすことができる環境でなければならない。
- 8 学習等を行う室、屋内運動場及び屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有するものでなければならない。
- 9 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にしなければならない。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 10 居室、浴室及び便所は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮して設けなければならない。
- 11 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分配慮した環境でなければならない。

## 一時保護所の設備の現状と課題

### ■ 中央子ども相談センター一時保護所の現状と課題

中央子ども相談センターの一時保護所は、外とつながる場所が玄関しかなく、建物内部でほとんどの時間を過ごさなければならない保護中のこどもにとっては守られていると感じられる一方で、「閉じ込められている」不安を強く感じる構造になっている。

居室フロアは、廊下に沿ってこどもの居室が並んでおり、廊下の向かい側に浴室や洗面所がある構造で、リビングのようなスペースはなく家庭的な環境とはいえない。

こどもの居室と事務室のフロアが分かれており、また、事務室と学習室や食堂などこどもの日中の活動エリアが離れているため、スタッフの目が行き届きにくい。児童の居室がコの字の廊下の外側に沿って並んでおり、スタッフの宿直室はその一角にあるため、死角が多い。

居室フロアが男女で仕切られているが、こどもの男女比に偏りがある場合でもレイアウトを変更できないため、空室があるものの保護を受けられない場合があるという課題もある。

一時保護を経験したこどもからは「監視カメラがあるのがいや」「外の景色が見えず、閉鎖的だったことがすごく嫌」「風呂の時間が短かった」「部屋が閉鎖的で怖い」などの意見があった。

- ・ 閉鎖的と感じられ、また、明るさや温かみ、家庭的な雰囲気欠ける
- ・ 居室と事務室が別階になっておりスタッフの目が行き届きにくい
- ・ 事務室から学習室や食堂などこどもの活動エリアが遠くスタッフの目が行き届きにくい
- ・ こどもの年齢や状態、保護の理由などによって集団を分けることが難しい

できるかぎりこどもが安心して過ごせる家庭的な環境と、スタッフの目が行き届くことを両立させる必要がある。

## ■ 飛騨子ども相談センター—一時保護所の現状と課題

遊戯治療室や会議室など来所者が利用するエリアの中に、区切りなく一時保護用の居室や洗面所・浴室、トイレ、食堂、学習室兼相談室があるため、保護されたこどもがプライバシーを守られながら安心して生活できるとはいいい難く、また、家庭的な環境ではない。

### 一時保護所に求められる設備

## ■ 新たに設置する一時保護所に求められる設備

### ○ 明るく安心して過ごせる家庭的な空間

病院や学校をイメージさせるような空間ではなく、あくまで生活のための空間であることからできるだけ温かみがあり、安全面から敷地の外へ出ることが制限され、ほぼすべての時間を保護所内で過ごすことに配慮し、外とのつながりを感じられるような施設であるべきだろう。床や腰壁や家具に県産木材を利用しぬくもりが感じられるものとする、窓から庭が見える、庭に出られるなどの工夫が望まれる。

こどもが居住するユニットにリビングなどくつろげる空間があること、中庭があること、室内で体を動かして遊べる体育館、外で思い切り体を動かせる運動場、幼児や小学生と中高生が別々に活動や学習ができる空間、一人でクールダウンできる部屋などを設けることによって、自由に敷地外に出ることができない一時保護中の生活がストレスのできるだけ少ない

ものとなるようできるかぎり配慮するべきである。

#### ○ 小規模グループケアと個別ケアが可能な設備

新たな一時保護所は、できる限り良好な家庭的環境としておおむね6人程度のユニットで食事や入浴などの生活が独立してできるようにし、小学生以上は個室となるように居室を整備することが望ましい。

#### ○ 安全な空間

こどもの居場所の秘匿性が守られ、外部からの出入りが制限できることが必要である。外部から容易に入れないような設備であることが、物理的な侵入のリスクを防ぐだけでなくこどもの安心感にもつながる。

また、スタッフルームから居室ユニットや学習室・食堂などの共有スペースの様子に目が配れるような配置の工夫も必要である。

幼児や病弱な子ども等に配慮し、熱中症などの事故を防ぐために全館空調設備など室内のどこにいても適切な室温管理ができるようにすべきである。

精神的に不安定なこどもの自傷や自殺、飛び出しや器物破損のリスクをできる限り防ぐような工夫も必要である。

飛び降りなどを防ぐため、一時保護所は一階に配置されることが望ましい。

ドアノブなどひもが引っかけられるような突起がないようにする、送風口など異物を入れることのできる穴は手の届かないところに配置するなどの安全対策が必要である。ドアや壁などは叩くなどして破損することが多いため、傷つきにくい素材、あるいは取り換えや修理が容易であることも考慮に入れるとよい。

また、感染症にり患している子どもや重大事件に係る触法少年、他者との接触に大きなストレスを感じる子どもなどを安全に保護できるよう、個別に生活できるエリアを用意する必要がある。

#### ○ 援助しやすく働きやすい空間

スタッフがこどもの動きに目を配ることができ、合理的な動線となる配置を工夫されたい。また、一日中閉鎖空間の中で不安の高い子どもたちと過ごすスタッフのストレスへの配慮も必要である。子どもたちの活動エリアと仕切られたところに職員用の洗面所やトイレ、シャワールーム、休憩室などを配置することが望ましい。

また、スタッフエリアとこどものエリアの間などにIDカードなどを利用したワンタッチ錠を設けることでスタッフの迅速な動きが可能となる。

## ■ 中央子ども相談センター一時保護所に求められる設備

---

今後、より明るく温かみがありくつろげる空間となるよう木質化等の改善がなされるとよい。また、将来的には小規模グループごとで分かれて生活できる、もしくは男女の居室比率が柔軟に変更できるような改修がなされることが望まれる。

## ■ 飛騨子ども相談センター一時保護所に求められる設備

---

今後、一時保護部門のスペースを他の相談部門から区切り、一時保護されたこどもが安心して生活できるよう、居室、男女別のトイレ、風呂、食事などの生活の機能が一つの空間に配置された設備となるよう、改修されることが望まれる。

### 3.一時保護の質の向上に向けて

#### 安全確保の機能 として求められること

##### ■ 緊急的な安全確保のための一時保護に必ず対応できること

こどもの安全確保が必要な場合に必ず保護できるよう、県として十分な受入枠を確保する。

虐待や非行、家庭や施設での不適応による行動化などさまざまな理由で一時保護される多様な年齢・性別のこどもを安全に保護できるよう、それぞれのこどもに応じた個別ケアや小集団でのケアが可能な環境の整備や人員配置、支援体制が必要である。

##### ■ 一時保護所における安全管理

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

一時保護中のこどもの自傷・他害や器物破損などの行為を防止するためには、職員体制を充実させることが基本である。現在の一時保護所の職員体制をみると、夕方から夜間にかけての人員配置が日中に比べて手薄であるため、人員配置を手厚くすることによってこどもの安全を守っていく必要がある。今後、基準条例に従い、どの時間帯においても適正な人員配置を行うこと。

また、設備の安全点検、こども及び職員に対する一時保護中の生活における安全教育、職員への研修及び訓練等についての安全計画を立て、必要な措置を講じること。

安全管理委員会を設置するなどし、危険な事例については、インシデントレポートを作成したうえで、事故やトラブルの検証を行い予防策を常に考えることが望ましい。

## ■ 医療との連携

自傷・他害行為について、精神科医療に関わるスタッフなどから安全管理に関する研修を受け、一時保護所の危険な部分について助言をうけるなどの機会を設けられるとよい。

岐阜県には子相常勤の児童精神科医がいないため、こどもが不安定になっても迅速に受診ができない。児童精神科医師や医療機関との連携を深め、一時保護中のこどもの心身のケアが適時適切に行われることが望ましい。

今後、一時保護中のこどもについて精神科医師による定期的な医学的助言や健康診断を実施し、必要な場合には速やかに受診できるよう体制を整備されたい。

### アセスメントの機能 として求められること

一時保護したこどもについては、社会調査に基づく評価（社会診断）、心理検査や心理面接に基づく評価（心理診断）、保護中の観察などによる評価（行動診断）、医師による医学的評価（医学診断）等を速やかに行い、援助方針を検討していく。

一時保護が漫然と長期化しないよう、一時保護中の調査・アセスメント、面接等については計画を立てて迅速に行われるような仕組みを検討する。

保護所においては、観察会議を定期的で開催し、保護所内の援助方針の確認をするとともに行動診断を行い、各子ども相談センターでの判定会議に提出することが求められる。

委託一時保護の場合においても、施設の専門性を活かした生活の中でのアセスメントが可能な場合もある。委託先と子相とが共同でアセスメントを行い、援助方針を検討していくことも進められるとよい。

### 支援方針検討・短期入所指導の機能 として求められること

## ■ 援助方針（支援の方針）の検討

子ども相談センターは、こどもの一時保護中に、社会診断、心理診断、行動診断、医学的診断等を踏まえ、今後の援助方針を決定する。

援助方針を迅速に決められない場合であっても、漫然と保護が長期化しないよう迅速に当面の支援の方針を組織として決めていくことが重要である。

こどもとの面接において、保護の理由や現在の状況をよく説明し、こどもの意向をよく聞き、話し合うことが大切である。そのうえで援助方針会議等の場においてこどもの意見や意向を十分勘案し、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する。

特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる。

## ■ こどもの生活上の課題の改善と親子関係の再構築

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

アセスメントに基づき、一時保護中にこどもの生活上の課題の改善についてこどもや家族、関係者とよく話し合い、こどもが安全に家庭(あるいは施設や里親宅)で生活できるように援助を行う。

こどもの行動上の課題については、児童心理司を中心として、こどもへのアプローチと保護者や関係する機関へのアプローチの両方を行い、「困るこどもは困っているこども」という視点からこどもと保護者、その環境への援助を行う。

こどもや保護者の状態に応じて定期的な面会を行い、一時保護解除後の親子関係がより良好となり、保護者の養育のスキルを向上させるような親子交流を計画していくことが求められる。

保護者との面会に関しては、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。

こどもと保護者の関係性に課題があれば、改善もしくは補完できる点をこども・保護者とともに考え、一時保護中にとともに取り組んでいくことが重要となる。

特に乳幼児期は、保護者との愛着形成において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築にあたって課題を残す可能性があるため、早めに援助方針と面会のあり方について検討し、進めていくことが重要である。

この親子関係再構築支援の評価が、家庭でこどもが安全に生活できるかどうかの大きな指標となる。

## ■ こどもの心のケア

一時保護はこどもにとって、これまで生活していた環境からの急激な変化、突然の分離・喪失体験により、非常に不安定な状態であることが多い。家族や友人と生活できなくなるのではないかと、家族から見捨てられてしまうのではないかと、戻ったとしてもひどく叱られるのではないかと、この先自分はどうなるのかわからないといったさまざまな不安を感じていると考えられる。一時保護所の生活の中の行動観察において、ケアとアセスメントを行き来し、こどもの理解を深めることが重要である。

また、虐待などの経験から心的外傷や愛着などに関連する問題を抱えているこどもについては、不眠、フラッシュバック、自傷、他害などさまざまな症状や行動化が起こる場合がある。精

神科医と連携し、医学的な見立てのもと症状や行動化への対応を行いながら子どもへのケアを行う必要がある。

長期の一時保護で、施設入所などの措置や委託一時保護への切り替えが見込まれる場合には、このような子どもの心の状態をアセスメントし、子どもがある程度落ち着きを取り戻したうえで、安心して生活場所を移せるよう、また施設や里親が安心して受け入れることができるよう子どもの情報を伝え、子どもとの関係調整を進めていくことが望まれる。

## 代替養育の場の機能 として求められること

### 【一時保護ガイドライン(R6.3 子ども家庭庁)より】

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際してはこうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

### 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

#### (児童の権利の擁護)

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。第十八条第二項において同じ。）を尊重した支援を行わなければならない。

## ■ こどもの人権に配慮した家庭的な生活

入浴や食事のあり方について、一般的な家庭での生活とかけ離れたものにならないよう配慮することが必要である。一時保護中の外出や子どものし好品の購入など、家庭での生活と同様、子どもの行動の自由の保障、社会的な生活、子どもの嗜好を取り入れた生活が可能となるよう、安全面を確保しながら工夫して取り組んでいくことが求められる。

## ■ こどもの権利擁護

一時保護開始時には、子ども相談センター職員が、一時保護を行う理由等をこどもにわかりやすく説明したうえでこどもの意見や意向を聴取している。また、「こどもの権利ノート」を用いて、一時保護中のこどもに対して、こどもの権利を守るための仕組み等を説明している。

一時保護所では、こどもの意見や意向などを保護所職員が適宜聞き取り、こどもの意向を尊重した支援を行っているほか、意見箱を設置し、こどもが自由に意見を書いて入れることができるようにしている。

また、一時保護所に定期的に意見表明支援員を派遣し、こどもが保護所の生活や心配していることについて、思いを表出できるよう支援を行っている。

こどもの意見を聞き取ったあと、こどもの意見についてどう取り扱うかを協議し、こどもへフィードバックする仕組みや、こどもの意見を受けて一時保護所の運営について定期的に協議する場の設定について検討されたい。

## ■ こどもの権利の制限

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(児童の権利の制限の禁止)

第十一条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限の禁止)

第十二条 一時保護施設は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(所持品の持込み)

第十三条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

3 一時保護施設において児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないよう適切な設備を用いて保管しなければならない。

こどもの権利を制限する必要がある場合には、その理由について十分な説明を行い、こどもの理解を得るよう努めなければならない。

こどもの安全を守るために、外部との連絡、外出、家族との面会や通信の制限をする場合等にはこどもに十分説明をして行うべきである。

服装や髪型、髪染、所持品の持ち込みの制約などを含む一時保護施設における生活上のルールについても、こどもの権利制限に当たることを踏まえた上で、制限に正当な理由がある場合には、こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るように努める。こどもがその制限に不満や不服をいう場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

ルールや制限がこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、保護所の運営がこどもの権利の観点からみてどうなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる。

## ■ 教育を受ける権利の保障

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

学校への通学が可能な場合は、一時保護施設から通学できるように配慮すべきである。

現在は一時保護所から学校への通学は原則行われていないが、定期試験や受験、卒業式や修学旅行といった行事参加などについては、参加できる場合には、送迎するなどして参加できるように配慮している。

今後、一時保護所から学校に通学できるよう送迎などの支援体制の整備が求められる。

通学が困難な場合には、学校や教育委員会と連携し、リモート授業や学習用タブレットの活用、一時保護所での学習方法や教材の工夫などをより一層行い、それぞれのこどもの適性や能力等に応じた学習を行うことができるような学習環境を整備する。

開放的な環境での一時保護が可能なこどもについては、施設、里親、ファミリーホーム等を活用し、こどもの生活圏に近い場所での委託一時保護を行い、学校へ通学できるよう支援する。

## 職員の資質向上

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導担当教育職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の修得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

### ■ 管理者及び指導教育担当職員の育成

一時保護所には管理者及び指導担当職員を置かなければならないことから、一時保護所の職員を指導教育できる職員を育成していく必要がある。さまざまな年齢の職員が一時保護所で経験を積めるよう人事配置に配慮し、長期的な視点で人材育成を行っていくことが求められる。

### ■ 職員の知識及び技能の向上

一時保護所の職員の資質向上のため、研修計画を立てて研修を実施する。

正規職員だけでなく、臨時職員なども含め、すべての一時保護所職員に対して資質の向上を図る研修の機会を確保する。

施設等の一時保護担当職員と合同で一時保護に特化した研修を実施し、県全体での一時保護の質の向上に努める。

## 第三者評価

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

(一時保護施設の一般原則)

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

一時保護所の運営について、一般に公開しない閉鎖的な施設であるからこそ、どのように運営されているかをこどもの保護者や地域社会に対して説明するよう努めるとともに、開かれた評価を受け、公表することで県民の信頼を得ることが重要である。

中央子ども相談センター一時保護所では令和4年度に第三者評価を受け、今後も3年に一度は第三者評価を受ける予定である。今後も定期的に第三者評価を受け、結果を公表する。

また、今後、基準に従いこどもや保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するなどの措置を講じ、苦情の解決に当たって一時保護施設の職員以外のものを関与させる必要があることから、第三者委員の導入も検討されたい。

## 4. 委託一時保護について

### 委託一時保護の役割

一時保護は本来、一時保護所で行うべきであり、こどもや家族のアセスメントの結果、一時保護する必要があるものの、閉鎖的な空間ではなく、開放的な空間で一時保護を行うことがより適切であると判断された場合などに委託を行うことが望ましい。

近年、一時保護所での保護の受入が困難なことが多々あり、委託一時保護先を探すも施設の空きがなく苦慮していること、また、本来一時保護所で保護することが望ましいこどもについて、委託を依頼するといったこと、安定して受入可能な委託先がなく、一時保護先を転々とするといったことも起こっている。

県の一時保護所で行う一時保護と、委託一時保護の役割の違いを明確にするべきである。

施設等種別	保護人数
乳児院	2
児童養護施設	13
心理治療施設	3
福祉型障害児施設	2
自立援助ホーム	1
母子生活支援施設	1
ファミリーホーム	7
里親	4
病院	1
計	34

(県子ども家庭課 調べ)

### ■ 一時保護所と委託一時保護の役割の違い

#### ○ 安全確保

一時保護所はこどもの緊急安全確保や、重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護などの役割があるため、外部からの侵入を防ぐ、逃亡を防ぐなどの観点からある程度閉鎖的な環境であることが求められる。

#### ○ アセスメントと心のケア

一時保護所は、専門スタッフが配置され、子ども相談センターの担当が行き来しやすい環境であるため、心理検査や行動観察などのアセスメントに適している。

また、一時保護されたばかりで不安を抱えたこどもたちに安心感を与え、心の落ち着きを少しでも取り戻せるよう一時保護所でケアを行う。

乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設等での委託一時保護においても、施設の人材や機能を活かし、子ども相談センターと協働してアセスメントや生活の中でのケアなどが行われることが望ましい。

#### ○ 養育の場

こどもが家庭的な環境で権利を保障されて生活するには、閉鎖的な一時保護所の環境はそぐわない面もあり、緊急的な安全確保やアセスメントが終了しなお家族調整など支援の方向性が決ま

るまでに時間を要する場合や、施設入所や里親委託の措置が必要だが親権者からの同意が得られない場合には、施設や里親宅など開放的な環境で一時保護が継続されることが望ましい。

こどもの生活していた地域で学校や幼稚園に通ったり、通院や療育を受けることが可能な場合には、こどもの生活圏に近い委託一時保護先を選定し、こどもがこれまで受けていた教育や医療・福祉サービスが引き続き受けられるよう努める。

また、専門的なケアを必要とする場合には、病院、障害児施設、心理治療施設などこどもの状態に応じた必要なケアが受けられる場所での一時保護が必要となる。

## 一時保護の場の選択

### 1 専門的な施設での一時保護が適切な場合を除き、まず一時保護所で一時保護を行い、アセスメントを行う

- 特に一時保護状の請求中は迅速な調査が必要であるため、原則一時保護所で保護あるいは管轄の子ども相談センターに近く安全確保が可能な施設で保護
- 保護者の押しかけや連れ去りのリスクがある場合には原則一時保護所で保護
- 非行、問題行動等の恐れがある場合には原則一時保護所で保護
- 乳児は、乳児院でのアセスメントののち里親・ファミリーホームでの保護を検討
- 施設の一時保護専用ユニット等においてアセスメント可能な場合には施設も活用

### 2 アセスメント結果と援助方針や当面の支援方針を踏まえ、開放的な環境での一時保護が可能であれば適切な委託一時保護に移行

- 家庭で安全に保護できる見通しがある場合には里親やファミリーホームでの保護も活用
- 援助方針が施設入所や里親・ファミリーホームへの措置の場合で、当面は一時保護を要する場合にはできる限り予定される措置先での委託一時保護
- 児童福祉法第 33 条第 5 項(一時保護の延長)又は第 28 条第 1 項(親権者の同意のない入所措置)の申し立て等により、一時保護期間が相当長期化する場合には、入所や里親委託等を見込み、措置予定の施設や里親宅での委託一時保護

### 3 専門的な施設での保護が必要な場合

- 自傷他害の恐れのある場合には医学的な見立てを得、入院が必要な場合には医療機関での保護
- その他入院治療や医学的な管理を要する場合は医療機関での保護

- 心的外傷等のこどもの状況から、児童心理治療施設でのアセスメントが適当な場合には心理治療施設での保護を検討
- 身体障害や知的障害で特別なケアが必要な場合や医療的ケアが必要な場合には、障害児施設での保護
- 妊婦など女性保護の観点からの支援が必要な場合には女性相談支援センターや妊産婦生活援助事業所での保護
- 乳幼児で保護者の押しかけ等のリスクがある場合、病弱で看護師などによる管理が必要な場合、保護者の育児スキルの習得などへの支援が必要な場合には乳児院で引き続き保護

### 委託一時保護を実施する場合に留意すべきこと

委託一時保護を行う場合、委託先の負担が過大にならないよう、こどもの健康状態、発達のアセスメント、家庭環境調査、今後の見通しや援助方針などを把握・検討したうえで事前に共有することが望ましい。

特に、里親やファミリーホームへの委託一時保護の場合、里親や他の家族の生活にも大きな影響が及ぶことから、一時保護受託中の里親やファミリーホームへのサポート体制を構築し、チームでの養育となるよう配慮すべきである。

外出や持ち物、し好品の購入など、個別の事情によって異なる場合もあるが、委託先によって大きな違いがないよう、基本的なルールを共有することが望ましいため、指針があることが望まれる。

施設や里親等に委託一時保護中であって、引き続き当該施設や里親等に措置する場合であっても、いったん一時保護所での保護に切り替え、こどもの意思確認や、一時的な宿泊先としてではなく施設や里親宅で生活していくことへの意識の切り替えなどを行うことも場合によっては効果的であると考えられる。

### 委託一時保護に求められること

一時保護中であっても、可能な場合には学校や幼稚園に引き続き通えるなど、こどもができる限り権利を保障されて生活できるためにこどもの生活圏で一時保護が可能な体制を整える必要がある。

どの地域でも委託一時保護が実施できるよう、乳児院・養護施設・児童心理治療施設において一時保護専用ユニットの整備を促進する。虐待予防の観点からも市町村における家庭支援の強化が図られる中、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）のニーズがかなり増えており、一時保護専用ユニットの空床が利用できることから、全施設での整備が望まれる。

また、より身近な地域で家庭での一時保護ができるよう、可能な場合には里親やファミリーホームでの委託一時保護を行えるよう体制を整備する。里親・ファミリーホームが安心して一時保護を受託できるようバックアップ体制や制度周知、研修の充実が求められる。

施設やフォスターリング機関の専門性を活かし、委託一時保護中のこどものアセスメントや援助方針の検討を子ども相談センターと協働して行えるような体制が作られることが望ましい。

専門的なケアが必要なこどもを確実に一時保護できる体制を確保する必要がある。重度の知的障害児は福祉的障害児施設で受け入れ、経管栄養などの医療的ケアが必要なこどもについては医療型障害児入所施設で受け入れ、入院が必要なこどもは病院で受け入れできるよう、それぞれの機関に受け入れ体制について協力を要請していく。

特に精神科医療については、県内でこどもの入院が可能な精神科病院が少なく、虐待などの心的外傷や愛着障害など重篤なこどもの心の問題に対する治療体制の充実も含めて今後の課題である。県立希望が丘こども医療福祉センターとの連携を深め、さらに県内の精神科病院との連携が深められるようにしたい。

## おわりに

一時保護所における一時保護も委託一時保護も、一時保護されるこどもにとってはどちらも同じ一時保護である。一時保護の目的に沿って適切にこどもを保護し支援する必要があることから、今後、一時保護については一時保護所と子ども相談センター、各施設や里親、ファミリーホームや里親支援機関などがより一層協働し、岐阜県の一時保護体制がこどもにとってよりよいものとなるよう努めていくことが重要である。

岐阜県一時保護のあり方検討会 委員

(敬称略・順不同)

氏名		所属等
渡邊 忍		元日本福祉大学 教授
藤田 哲也		岐阜聖徳学園大学短期大学部 准教授
掛布 真代		岐阜県児童虐待弁護団 関あさくら法律事務所 弁護士
栗林 英彦		希望が丘こども医療福祉センター 医長
神谷 俊介		児童養護施設 樹心寮 施設長
横川 哲		麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長
吉福 多恵子	R4~R5	岐阜県里親連合会 会長
安江 和孝	R6	
福田 洋平		岐阜県ファミリーホーム協議会 ファミリーホーム ゴロゴロくん
村田 伊津子	R4	岐阜市子ども・若者総合支援センター エールぎふ 所長
原 浩介	R5~R6	
中島 康德		西濃子ども相談センター所長

## 岐阜県一時保護のあり方検討会 開催経過

令和4年度第1回	令和4年 8月22日
令和4年度第2回	令和4年10月27日
令和4年度第3回	令和5年 2月 6日
令和5年度第1回	令和5年 5月30日
令和5年度第2回	令和5年12月12日
令和6年度第1回	令和6年 9月 9日
令和6年度第2回	令和7年 1月31日

## 岐阜県一時保護のあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県内の児童の一時保護（児童福祉法第33条に規定）に対する学識経験者及び関係者からの意見を聴取し、その適正な実施を図ることを目的に、岐阜県一時保護のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 委員は、別表1に掲げる団体等の代表者の他、別表2に掲げる学識経験者として子ども家庭課長が選任した者とする。

2 別表1に掲げる団体の委員が会議に出席できない場合、その委員が指名する代理の者を出席させることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第3条 検討会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の進行を行う。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 検討会は、子ども家庭課長が招集する。

### (部会)

第5条 会長が特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、次の検討会にその旨を報告しなければならない。

3 部会に部会長を置き、会議の進行を行う。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会の会員は、部会長と協議の上、子ども家庭課長が選任する。

6 部会は、子ども家庭課長が招集する。

7 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

8 部会は、その任務を終えたときは、廃止するものとする。

### (意見聴取)

第6条 検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第7条 検討会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は検討会が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

別表1 委員の所属団体等（第2条関係）

岐阜県児童虐待弁護団	1名
岐阜県児童福祉協議会	2名
岐阜県里親連合会	1名
岐阜県ファミリーホーム協議会	1名
岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」	1名
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	1名
岐阜県子ども相談センター所長会議	1名

別表2 委員を選任する学識経験者（第2条関係）

児童養護に関する学識経験者	2名
---------------	----